

指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕事業運営規程

（目的）

第1条 社会福祉法人丹波篠山市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が設置する丹波篠山市社会福祉協議会・居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）において実施する指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、要介護〔要支援〕状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 要介護〔要支援〕状態の利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業を行うものとする。
- 2 利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的、且つ、効率的に提供されるよう配慮して事業を行うものとする。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が、特定の種類、又は特定の居宅サービス事業者等に、不当に偏することのないよう公正中立に行うものとする。
 - 4 利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護支援〔介護予防支援〕事業者、介護保険施設、特定相談支援事業者及び住民の自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みを行う者等との連携に努めるものとする。
 - 5 利用者の人権の擁護及び虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
 - 6 指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕を提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報、その他必要な情報を活用し、適切、且つ、有効に行うよう努めるものとする。
 - 7 前各項の規定のほか、「丹波篠山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」（平成30年、丹波篠山市条例第24号）及び「丹波篠山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成27年、丹波篠

山市条例第3号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条 指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供にあたっては、事業所の職員によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(名称及び位置)

第4条 この名称及び位置は、次の各号のとおりとする。

- (1) 名称 丹波篠山市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所
- (2) 位置 丹波篠山市網掛301番地 丹波篠山市立丹南健康福祉センター内

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は、次の各号のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(常勤、且つ、主任介護支援専門員)
(介護支援専門員と兼務)

管理者は、事業所の介護支援専門員、その他の職員の管理、利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関する法令等の規定を介護支援専門員、その他の職員に遵守させるため、必要な指導監督を行う。

- (2) 介護支援専門員 4名以上(内1名管理者と兼務)

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に居宅サービス等、又は施設サービスを適切に利用できるようサービスの種類内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者等、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜の提供を行う。

- (3) 事務職員 1名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次の各号のとおりとする。

- (1) 営業日 国民の休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く、月曜日から金曜日までとする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。
- (3) 営業時間外 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供方法及び内容)

第7条 指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供方法及び内容は、次の各号の

とおりとする。

(1) 相談対応の実施

利用者からの居宅サービス計画〔介護予防サービス・支援計画〕作成依頼等に対する相談対応を、事業所内相談室等において行う。

(2) 課題分析の実施

ア 要介護者は月１回、要支援者は３箇月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うものとする。

イ 利用者の生活全般についての状態を十分把握し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援する上で、解決すべき課題を把握するものとする。

ウ 使用する課題分析票の種類は、居宅サービス計画ガイドライン（全国社会福祉協議会）方式とする。

(3) 居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕原案の作成

利用者及びその家族の希望、並びに利用者について把握された解決すべき課題に基づき提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスを利用する上での留意点等を組み込んだ居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の原案を作成する。又、居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の作成にあたって、利用者から介護支援専門員に対して、複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であることにつき、文書の交付及び口頭により説明し、文書に利用者の署名を受けるものとする。

(4) サービス担当者会議等の実施

居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者を招集したサービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕原案の内容について、担当者から専門的見地からの意見を求めるものとする。

(5) 居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の確定

介護支援専門員は、居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類、内容及び利用料等について、利用者、又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。

(6) 指定居宅サービス事業者等との連携

介護支援専門員は、居宅サービス等に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、個別サービス計画の提出を求めるものとする。

(7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価

居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の作成後においても、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の実施状況や、利用者についての解決す

べき課題についての把握を行い、必要に応じて居宅サービス計画〔介護予防サービス計画〕の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供を行うものとする。

(8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有

地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合は、これに協力するよう努めることとする。

(利用料等)

第8条 指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕における法定代理受領以外の利用料は、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものとする。

2 法定代理受領以外の利用料の支払いを受けたときは、当該利用料の額等を記載した指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕提供証明書を、利用者に対して交付するものとする。

3 次条に規定する通常の事業の実施地域以外で行う場合に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の各号の額を徴収する。

(1) 実施地域を越えたところから、サービスの実施地までが、片道5キロメートル未満 200 円

(2) 実施地域を越えたところから、サービスの実施地までが、片道5キロメートル以上は、5キロメートルごとに 200 円加算

4 各項に規定する利用料等の支払いを受けたときは、利用者、又はその家族に対し、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分したもの）について、記載した領収書を交付する。

5 指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供の開始に際しては、利用者、又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いについて、文書による同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕事業の実施地域は、丹波篠山市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の所在する市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 前項に規定する事故の状況及び事故に際して取った処置について、記録をするものとする。

3 利用者に対する指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供により、賠償すべ

き事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理）

第11条 指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に、迅速、且つ、適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 提供した指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕に関し、介護保険法第23条の規定により、市町村が行う文書、その他の物件の提出、若しくは提示の求め、又は当該市町村からの質問、若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導、又は助言を受けた場合は、当該指導、又は助言に従って、必要な改善を行うものとする。

3 提供した指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導、又は助言を受けた場合は、当該指導、又は助言に従って、必要な改善を行うものとする。

（個人情報の保護）

第12条 利用者、又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

2 取得した利用者、又はその家族の個人情報については、社協による介護サービスの提供以外の目的では、原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、利用者、又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（虐待防止に関する事項）

第13条 利用者の人権の擁護、虐待の発生、又はその再発を防止するため、次の各号の措置を講じるものとする。

（1）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を、定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

（2）虐待防止のための指針の整備

（3）虐待を防止するための定期的な研修の実施

（4）各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2 サービス提供中に、当該事業所の職員、又は養護者（利用者の家族等、高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（身体的拘束等の禁止）

第14条 指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供にあたっては、当該利用者、又は他の利用者の生命、又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由、その他必要な事項を記録するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第15条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第16条 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を、概ね6箇月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備

（3）事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

（暴力団の排除）

第17条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならない。

（その他、運営に関する重要事項）

第18条 指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証と整備を実施する。

2 職員の資質向上のために研修の機会を、次の各号のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1箇月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 3 職員は、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持する。
- 4 職員であった者に、業務上知り得た利用者、又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 5 適切な指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動、又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要、且つ、相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等、必要な措置を講じるものとする。
- 6 指定居宅介護支援〔指定介護予防支援〕に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から5年間は、保存するものとする。
- 7 この規程に定めるもののほか、運営に関する契約書及び重要事項説明書等は、社協の会長が別に定める

附 則

- 1 この規程は、令和6年8月1日から施行する。
- 2 この規程の施行により、居宅介護支援事業所運営規程（平成11年11月1日施行）及び指定介護予防支援事業所運営規程（平成29年4月1日施行）は、廃止する。